

真の地方分権を実現するための地方財政基盤の確立を求める件

地方自治体の財政状況は、税収の低迷、景気対策に伴う公債費の増加、扶助費の伸び等により、多額の財源不足が発生するなど、危機的な様相を呈しており、現在、人件費の抑制、事務事業の見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革の努力が重ねられています。

このような中であって、平成16年度地方財政計画では、三位一体改革の名の下に、地方交付税及び臨時財政対策債が前年度比12%の削減となり、大幅な減収が見込まれています。

一方、三位一体改革の一環として行われた所得譲与税の創設は、基幹税である国の所得税収を地方に移すものでありますが、暫定的な措置にすぎないうえ、規模も不十分であります。

このように税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが突出して行われることは、地方自治体の財政運営に致命的な打撃を与えるものであり、その結果、国民生活や地域経済に多大な悪影響をもたらすことが必至であります。

よって、国会及び政府におかれては、真の地方分権を実現するための地方財政基盤の確立を推進されるよう、以下の事項について強く要望します。

記

- 1 国庫補助負担金の廃止に伴う一般財源化に当たって、早期かつ確実に所得税、消費税及び法人税等の基幹税により所要額を税源移譲すること。
- 2 地方交付税の改革については、地方において一定の行政水準を確保することが不可欠であることから、地方交付税の持つ財源保障機能と税源偏在調整機能の双方を重視すること。
- 3 三位一体改革の検討に当たっては、地方の予算編成に支障が生じないように、地方の意向を十分に反映した上で、できる限り早い段階で内容を明らかにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣 様

仙台市議会議長 鈴木繁雄